

2025年3月3日

各位

愛媛銀行

手形・小切手等のお取扱い変更について

当行（頭取 西川 義教）は、政府の手形・小切手廃止方針に則った施策と全面電子化への取組みの一環として、関連サービスの新規受付の停止と廃止を行いますので、下記の通りお知らせいたします。

お客さまにおかれましては「法人インターネットバンキング」、「でんさい」等電子的決済手段への移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。

記

今回新たに2025年4月1日より「署記名判印刷サービスの新規受付停止」、2025年10月1日より「手形・小切手帳発行受付1回あたりの発行数の制限」のうえ、2026年3月31日をもって「手形・小切手発行受付を終了」いたします。

なお、当行の手形・小切手等のお取扱い変更については過去にお知らせしたものを含め以下一覧表のとおりです。

実施日	実施事項	ご留意事項等
実施済	当座預金の新規口座開設の停止	—
	2027年4月以降を期日とする手形・小切手の事前受入停止	—
2025年4月1日	<u>署記名判印刷サービスの新規受付停止</u>	現在、当サービスをご利用のお客さまは、2026年3月31日まで手形・小切手帳を継続して発行いただけます。
	当座預金からの払戻請求書による払戻受付の開始	—
	手形・小切手帳発行手数料の改定	手形：5,500円（税込）/1冊 小切手：5,500円（税込）/1冊
2025年10月1日	<u>手形・小切手帳発行受付1回あたりの発行数の制限</u>	手形・小切手廃止時にお客さまお手元に残る用紙が少なくなるよう、発行受付1回あたり、原則1冊に限定させていただきます。
2026年3月31日	<u>手形・小切手帳発行受付の停止</u>	—

※ 今回お知らせの内容に下線を付しております。

以上